

入札説明書等配布一覧表

(入札の名称)

田沢川ダムの管理用水力発電より発生する余剰電力の売却

No	名 称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) <ul style="list-style-type: none">・ 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第 1 号)・ 競争入札参加資格審査申請書提出書 (様式第 2 号)・ 競争入札に関する質問書 (様式第 3 号)・ 入札保証金納付申出書 (兼) 入札保証金口座振込申出書 (様式第 4 号)・ 入札書 (様式第 5 号)・ 委任状 (様式第 6 号)・ 別記様式 (第 1 号～ 4 号、第 7 号、第 8 号)	1 部
2	仕様書	1 部
3	契約書 (案)	1 部
4	参考資料 <ul style="list-style-type: none">・ 過去の発電実績 (令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度)	1 部

山形県県土整備部河川課

入札説明書

田沢川ダムの管理用水力発電より発生する余剰電力の売却に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局

〒990-8570

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部河川課ダム担当

電話番号 023-630-2618

2 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、本件入札の執行の日から落札決定までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告3の(4)による「1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。」とは、事業としての電力の買取を1年以上継続して営んでいることをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに3(2)に示す申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、(2)に示す申請書等を公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。
- (2) 提出書類
 - ア 入札参加者の資格に関する書類
 - (ア) 競争入札参加資格者名簿（物品及び役務の調達）に登載されている者
 - a 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）
 - (イ) 競争入札参加資格者名簿（物品及び役務の調達）に登載されていない者
 - a 競争入札参加資格審査申請書提出書（別紙様式第2号）
 - b 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（会計局が定める物品等競争入札参加資格審査申請要領による）
 - (ウ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者（みなし小売電気事業者を含む。以下同じ。）としての登録を受けている者であることを証する書類の写し

(エ) 小売電気事業者として、令和6年4月から令和7年3月までの電気の販売実績が3,500,000キロワット時以上あることを証する書類の写し（電気関係報告規則第2条に基づく「発受電月報」（令和6年4月から令和7年3月分）等の写し）

【(2)ア(イ)b 競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合の必要書類】

○：必要な書類 △：該当する場合のみ提出する書類

提出書類	部数	法人	個人	備考	ビデオ提出の可否	発行機関
①競争入札参加資格審査申請書 (別記様式第1号)	2部	○		登記上の住所と主たる住所が違う場合、申出書(任意様式)を提出。		
②委任状(名簿登載者届) (別記様式第2号)	2部	△	△	申請者(本社)が委任を行う(支店、営業所等に権限を委任する)場合に提出 (「③使用印鑑届」との重複提出は不可。)	1部原本 1部 白黒ビデオ可	
③使用印鑑届 (別記様式第3号)	2部	△		申請者(本社)が実印以外の使用印を設定する場合に提出。 (「②委任状」との重複提出は不可。)	1部原本 1部 白黒ビデオ可	
④返信用封筒(長3) [110円切手貼付]	1枚	○		審査結果通知の送付用として、長形3号封筒に110円切手を貼付し、送付希望先の宛先を記入して提出。		
⑤県内事業所一覧表 (別記様式第4号)	1部	△		県内に本店以外の事業所等を有する場合に提出。(県内事業所が本店の1店舗のみの場合は提出不要)		
⑥財務諸表	1部	○	法人	申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書及び貸借対照表(1年分)又はこれに準ずる書類。	白黒ビデオ可	
			個人	申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表(1年分)又はこれに準じる書類(所得税の確定申告書や所得税青色申告決算書の写し等)。	白黒ビデオ可	
⑦登記事項証明書	1部	○	△	※申請日から3か月以内に発行されたもの。	白黒ビデオ可	法務局
⑧身分証明書	1部	△	○	※申請日から3か月以内に発行されたもの。	白黒ビデオ可	市町村
⑨印鑑証明書	1部	○	法人	※申請日から3か月以内に発行されたもの。	原本	法務局
			個人	※申請日から3か月以内に発行されたもの。	原本	市町村
⑩山形県税の納税証明書 ※山形県内に事業所等がなく、納付すべき税額がない場合もすべての法人及び個人事業主が提出すること	1部	○		「全ての県税の滞納がない証明書」 ※申請日から3か月以内に発行されたもの。 ※申請者(本社)名で取得すること。 具体的な請求手続き等については、「山形県税の納税証明書の請求手続きについて(12~17頁)」を参照 様式は県ホームページからもダウンロード可	白黒ビデオ可	山形県の各総合支庁税務担当課
⑪個人県民税の納税証明書 ※山形県内に事業所等を有する個人事業主は必ず提出すること。	1部	△		「個人県民税(住民税)の滞納がない証明書」 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 ・「徴収猶予許可通知書」(猶予を受けている期間以外で未納がない旨を手書き等で記載すること) ※申請日から3か月以内に発行されたもの。 (納付すべき税額がない場合も必要)	白黒ビデオ可	山形県内の各市町村税務担当課

⑫消費税及び地方消費税の納税証明書 ※(その3)、(その3の2)又は(その3の3)	1部	○	「消費税及び地方消費税の未納がない証明書」 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 ・「納税の猶予許可通知書」 又は ・「納税証明書(その1)」(猶予を受けている期間以外で未納がない旨を手書き等で記載すること) ※申請日から3か月以内に発行されたもの。 (納付すべき税額がない場合も必要)	白黒コピー可	本店所在地管轄の税務署
⑬暴力団排除に関する誓約書 (別記様式第7号)	1部	○	申請者(役員等を含む)が暴力団員等でないこと等の誓約。		
⑭社会保険・労働保険加入状況一覧表 (別記様式第8号)	1部	○	本店の加入状況について記載。		
⑮社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本店の加入状況が確認できる書類	1部	△	社会保険に加入している場合に提出 【例】 ・日本年金機構からの納入告知書・納付書・領収証書 ・健康保険組合からの納入告知書・領収証書 ・納付の猶予許可通知書 ※最新のもの又は申請時に最も近い時期のもの ※健康保険及び厚生年金保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かること	白黒コピー可	本店所在地管轄の年金事務所、健康保険組合等
⑯労働保険(雇用保険・労働者災害保険)の本店の加入状況が確認できる書類	1部	△	労働保険に加入している場合に提出 【例】 ・概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控) ・労働保険事務組合からの労働保険料等納入通知書 ・納付の猶予許可通知書 ※最新のもの又は申請時に最も近い時期のもの ※雇用保険及び労働者災害補償保険の両方に加入している場合は、それぞれ加入していることが分かること	白黒コピー可	本店所在地管轄の労働局、労働保険事務組合等

(3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。

(4) 申請書を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求める場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その求めに応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

(5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 入札参加資格審査結果

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は、令和8年1月23日(金)までに通知する。

5 入札及び仕様書等に関する質問

(1) 入札及び仕様書等に関し質問がある場合は、令和8年1月16日(金)午後5時まで契約担当部局に競争入札に関する質問書(別紙様式第3号)により持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期日まで契約担当部局に到達しなければならない。

(2) (1) の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、山形県県土整備部河川課及び山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)において閲覧に供する。

6 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札公告2の見積もった契約希望単価（税込）に予定数量を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額を納付しなければならない。この場合の額は、再度入札の場合も想定して不足となることがないよう注意すること。
- (2) 入札保証金は、「入札保証金納付申出書（兼）入札保証金口座振込申出書」（別紙様式第4号）を令和8年1月16日（金）午後5時までに契約担当部局へ提出し、納入通知書の発行を受け、入札前日までに納付すること。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当できるものとする。落札者以外の者の入札保証金は、入札終了後、申し出のあった口座に速やかに返還する。
- (4) 落札者が電力受給契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。

7 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する案件の名称、入札日、辞退するものの氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

8 入札に付する事項

- (1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第5号）による。
- (2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に入札者の名称及び件名（「田沢川ダムの管理用水力発電より発生する余剰電力の売却」）を記載すること。
- (4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に厳封の上、上記（3）の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。

なお、令和8年1月27日（火）午後5時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。

- （5）入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第6号）を作成し提出させること。
- （6）入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- （7）入札価格には、役務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。
- （8）入札者又は入札者の代理人は、入札保証金納付を証する書面（領収印の押印された納入通知書（原本））を持参すること。なお、入札書を郵送により提出する場合は、入札保証金納付を証する書面（領収印の押印された納入通知書（写し可））を令和8年1月27日（火）午後5時までに契約担当部局に提出すること。

9 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

10 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- （1）入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- （2）申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- （3）委任状を持参しない代理人のした入札
- （4）入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- （5）同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- （6）金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- （7）納付した入札保証金により算出される入札限度額を超えた入札
- （8）その他入札に関する条件に違反した入札

11 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がない場合は再度の入札を行う。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては改めて通知する日時にこれを行う。再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。
- (2) 再度入札は1回とし、再度入札によっても落札に至らなかった場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最高金額を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

12 落札者の決定方法

- (1) 公告2の(4)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格以上であって、かつ、最も高額な価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者として決定する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に關係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としない。

13 入札結果の公表

落札者を決定したときは、速やかに山形県ホームページに以下の内容を公表する。

- (1) 落札者名
- (2) 落札金額
- (3) 入札参加者数

14 託送供給契約

- (1) 余剰電力を供給するため、別途落札者と一般送配電事業者との託送供給契約が必要となる場合は、落札者は、落札者の負担で一般送配電事業者と託送供給契約を遅滞なく締結するものとし、必要な部分の写しを県に提出するものとする。
なお、これに必要な発注者の施設の情報について、県は落札者に協力し提供するものとする。
- (2) 県は、落札者が本契約を履行するために必要な託送供給契約を締結する際、落札者が県の接続検討回答書を必要な範囲内で使用することを認めるものとす

る。

- (3) 一般送配電事業者との託送供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属装置（以下「通信装置等」という。）を設置又は変更する必要がある場合は、落札者の負担でこれを行うものとし、設置場所及び時期については、別途協議の上決定するものとする。

なお、既存の計量器は、別途仕様書に示すとおりである。

15 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (6) 本件契約の条項は、別に示す契約書（書式）による。
- (7) 本件契約において適用される売電単価は消費税及び地方消費税相当額を加算するものとし、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- (8) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。